８　生活・環境・流通

（１）環境分野

①　廃棄物のエネルギー利用の推進【平成 21 年度まで実施】

地球温暖化対策の要請を踏まえ、循環型社会形成推進基本法に規定する循環的利用の優先順位を留意しつつ、廃棄物のエネルギー利用の推進を図る必要があることから、その支援を進める。（III環境ア⑦）

②　木くずの運用の明確化【平成 19 年度中に措置】

ア　産業廃棄物処理施設の設置は、廃棄物処理法の規定に基づき都道府県知事の許可を必要とするが、都道府県によっては、製材所等から排出される木くずを自らの事業所内において、燃料として有効利用する場合は、当該燃焼炉等を廃棄物処理施設として扱わないなどの運用が行われている。しかしながら、当該運用について各都道府県で判断が異なり、木くずの円滑な有効活用が困難となっているケースがある。したがって、製材所等から排出される木くずを自らの事業所内において、燃料として有効利用する場合、一定の条件を満たすものに関しては、当該設備を廃棄物処理施設としてではなく、製造工程の一部として扱うべく運用を明確化する。（III環境ア⑧ａ）

イ　産業廃棄物処理施設の設置は、廃棄物処理法の規定に基づき都道府県知事の許可を必要とする。製材所等から発生する木くずを燃料として適正に自ら活用するための燃焼炉を、複数の事業者が自ら共同で設置して共同利用する場合について、適正な処理を担保する観点から当該共同利用の内容を吟味し、生活環境保全上の支障が生じることのない等の一定の条件を満たすものに関しては、当該設備を廃棄物処理施設としてではなく、製造工程の一部として扱うべく運用を検討して結論を出す。（III環境ア⑧ｂ）

③　都道府県及び市町村の指定制度の活用促進【平成 19 年度中に措置】

現在、各地方公共団体の判断により、廃棄物処理法上の業の許可手続を不要にし、円滑にリサイクルを進めるための制度として、指定制度が存在する。しかしながら、必ずしも各地方公共団体で当該制度の利用促進が図られているわけではない。したがって、当該制度を地方公共団体及び事業者が、積極的かつ有効に制度を活用できる環境を整えるべく、周知を図る。（III環境ア⑨）

④　放置間伐材の利用促進【平成 19 年度中に措置】

放置間伐材は、運び出しにコストがかかることから利用が進んでいない状況にあるが、未利用の木質資源の利用促進を図る観点から放置間伐材を廃棄物として扱うことなく活用していることが確認できた事例について、各地方公共団体に周知を行う。（III環境ア⑩）

⑤　産業廃棄物の搬入・搬出の円滑化【平成 19 年度中に措置】

廃棄物処理法上、廃棄物処理施設の設置や域外からの産業廃棄物の搬入等にあたって、地方公共団体との事前協議や周辺住民の同意が必要な規定は無いが、地方公共団体の条例等によっては事前協議等が必要な場合が存在している。各地方公共団体の事前協議規制の運用改善を通じて、産業廃棄物の搬入・搬出がスムーズに行われるように、地方公共団体に対して、周知徹底を図る。（III環境ア⑪）

（2）危険物保安分野

①　大容量泡放射システムの性能規定化【平成 19 年度中に措置】

平成 15 年 9 月 26 日の十勝沖地震後により発生したコンビナート大規模火災の教訓から、大容量泡放射システムの配備を平成 20 年 11 月 30 日までに義務化しているが、現行の国内規定では同システムに対応する技術上の基準がなく、これまで全て特例制度で対応している。したがって、当該システムの導入を促進するため、大容量泡放射システムに対応できる性能規定を策定する。（III危険ウ③）